



ヨーロッパ協同組合の 「労働者の地位に関する」E C 指令

石塚 秀雄

1. はじめに

ヨーロッパ協同組合法案については、本誌でその原案紹介（石塚訳「生活協同組合研究」1992年2月号）と解説（堀越芳昭『ヨーロッパ協同組合法の特徴と主な内容』「生活協同組合研究」1992年4月号）がすでに行われているので参照していただきたい。

ヨーロッパ協同組合 (Societe Cooperative Europeenne) とは、E C（ヨーロッパ共同体）内の2つ以上の国にまたがる多国間協同組合あるいは多国籍協同組合であり、その法案の特徴は、組合員資格や協同組合資本の規定がより外部に開かれた形になっていることであるが、もう一つの特徴として上げられるのは、労働者（組合員）の情報と参加の権利とその形式がより明確にされたことである。こうした法制づくりの背景には、E C 共同体において、資本と労働を代表するそれぞれの勢力が綱引きをしながらも、フランスを始めとする社会民主主義的な政権の国々の主導によって、労働により有利な立場で法制案が策定されきた経過がある。ヨーロッパ協同組合法案は、1970年代から検討が進められたヨーロッパ会社 (Societe Europeene) 法案における労働者（従業員）参加についての指令と、内容的にきわめて類似したものになっている。すなわち、単一E C 市場において、2

カ国以上に拠点を置く企業は、一般の株式会社であれ協同組合であれ、労働者参加の特定の制度を明確にしないかぎり、設立できないということである（ヨーロッパ協同組合法第5条「登記」および第9条「設立」）。

さて、ヨーロッパ協同組合法案（1991年7月）に付帯する指令は正式には「労働者の地位に関してヨーロッパ協同組合法を補足するE C 理事会指令（案）」(Proposition de Directive du Conseil completant le statut de la societe cooperative europeenne pour ce qui concerne la place des travailleurs) というものである。

指令とはE Cの法制の中では、加盟各国に対して全面的な強制力のある規則 (Regulation) や法 (Statut) に次いで拘束力のあるものだが、内容は各国に裁量権がある。またもしE C 諸法制と各国国内法の問題が生じた場合は、E C 法が優先されることになる。

2. 条文の内容

この指令は前文と全13条からなる。第一部（第2条から9条まで）は「参加の諸形態」として、第1章「監督機関または運営機関」、第2章「独立機関」、第3章「その他の形態」、第4章「協同組合の労働者代表の選出」、第5章「労働者代表の経済的保障」、第6章「協同組合の事業所における労働者の代表性」、第2部

(第10条と第11条)「協同組合の事業損益に対する労働者の関与」、および最終措置(第12条と第13条)となっている。

この指令の目的は、その前文で「EC共同体の経済的社会的諸目的の推進のために、ヨーロッパ協同組合に対する監督とその経営戦略の展開に労働者(travailleurs、勤労者とも訳す)の参加を組織化することを勧告」(前文)することである。そして「加盟各国における法律とその実施形態の多様性を考慮して、協同組合の各機関の決定管理への労働者代表の参加形式については、画一的な方法ではそれを組織しないと述べている。しかしまた「少なくとも2つの加盟国にある協同組合、共済組合(mutualites)、非営利団体(associations)の再編または協同の作業ができることは当然である」としている。これらの3つの組織形態はいわゆる「社会経済」企業体を構成するものである。非営利団体とは一般に、文化、教育、スポーツ、サービス、高齢者などの協同組合や団体などを指す。

ヨーロッパ協同組合における労働者参加については、「一方では、加盟各国で承認されているすべての多様な参加形態から、その国民的伝統にもっとも合致する一つまたは複数の形態を定めたそれぞれの国の法制の特殊性を重視して、ひとつの枠組みを選択するか、またはそうした法制がない場合は、協同組合(SCE)またはその設立人集団の指導機関または運営機関、及び労働者代表が適切な形態を採用すること」(前文)としている。

さて第1条では「この指令により定められた調整方法は、協同組合(SCE)における労働者の地位に係る加盟各国の法律、規則または行政措置に適用される。それらの方法はヨーロッパ協同組合法の必要な補足をなす」と規定している。これは各国の法令規則に対するEC法の優越性を確認したものである。

第1部「参加の諸形態」を説明する第2条は

「加盟各国は、協同組合(SCE)の労働者が協同組合の監督と経営戦略の展開に参加するための必要な方策を、この指令の諸規定に合致させて採用すること」としている。ここでいう「監督と経営戦略の展開」に協同組合の日常的な経營業務が含まれるかどうかは明確な規定はない。

第3条では協同組合(SCE)を設立するに先だって、労働者の参加の形式について合意をえなければならないと規定している。まず加盟各国は協同組合(SCE)に対しておおまかにいって3つの労働者参加形式の代表される法的適用形態の中から一つを強制することができる(指令第3条5項)。

適用できる組織制度のうちの第一は、協同組合(SCE)がヨーロッパ協同組合法(以下単に法という)第29条に基づいて、二元的制度すなわち指導機関(organe de direction)と監督機関(organe de surveillance)の併設を採用するか、または一元的制度すなわち運営機関(organe d'adminstracion)のみを設置するかのいずれかの場合に、労働者またはその代表が、監督機関や運営機関に参加することができる。指令第4条1項では「監督機関または運営機関の労働者または労働者代表の構成比率は、最低3分の1、最高で過半数を構成することができる」としている。二元的制度の場合は、協同組合の管理を行う指導機関の構成員は監督機関により指名または解任される。また誰も指導機関と監督機関の構成員に同時になることはできない(法第30条)。

協同組合における労働者または労働者代表とは、労働を提供する一般組合員および非組合員の労働者であり、それに対するものは指導機関の組合員、投資家(非利用者)組合員、経営陣を代表する運営者または雇用されている管理者などであろう。また労働者代表は総会と同様に、監督機関または運営機関の構成員の候補者の指

名または忌避の権利を持っている（指令第4条2項）。

この第一の労働者参加の形式は、どちらかと言えば、ドイツで見られる共同決定方式を援用したものといえることができる。

協同組合（SCE）における第二の労働者参加の形式は、指令第5条で規定している協同組合（SCE）内の労働者だけを代表する独立機関（Organe distinct）の設置である。この独立機関についてはヨーロッパ協同組合法における規定はない。協同組合の正式機関ではなく分離された機関という意味で、訳としては独立機関とした。指令第5条2項では、この独立機関に対して、

「指導機関または運営機関は協同組合の事業進捗とその予測される進展を少なくとも3カ月毎に報告する」こと。さらに

「協同組合の状況に対して顕著な影響を与えるすべての情報について遅滞なく連絡する」こと。また

「独立機関はいかなる場合も、指導機関または運営機関に対して、雇用条件に関するすべての質問に対する情報資料または特別報告を知らせるように請求することができる」と規定している。

さらに「法第42条第1項に見られる諸業務は、独立機関に報告がされており、かつ指導機関または運営機関によって諮問されていないかぎりには効力を発しない」となっている。これに該当する業務としては、協同組合の資本の一定比率を超える規模の投資計画、購入・売却計画、貸付金などの事業が指摘されている。

指令第5条3項では「法43条3項（組合員の、役職をやめた後での情報の守秘義務）が独立機関の構成員にも適用される」と規定している。また法35条2項によりこの場合の運営機関は2名または1名で構成してもよい。この独立機関に対しては法第23条「情報の権利」が、組合員

にたいしてと同様に適用される。この形式は、いわばスペインのモントラゴン協同組合グループにおける組合協議会（社会委員会）方式と類似したものと言えよう。

労働者参加の第3の形式として、指令6条「その他の形態」では「第4条と第5条に見られる以外のその他の形態については、協同組合（SCE）の指導機関または運営機関と労働者代表との間で結論された合意を経て定めることができる」として、独立機関に対するのと同様の情報、報告、諮問を受ける権利を保障している。

こうした協議主体である労働者代表の選出について指令第7条で定めている。第7条1項では、

「協同組合（SCE）の労働者代表は次の原則を考慮した加盟国の法律または法律実施で予定された形態に従って選出される。（a）労働者代表たちは協同組合（SCE）が設置されている国の中で選出されること。（b）代表の人数は、それが代表する労働者の人数にできる限り比例すること。（c）すべての労働者は、その勤続年数や週労働時間にかかわらず、投票に参加できること。（d）秘密投票。」と規定している。そして第7条2項では、「労働者代表は、協同組合が本拠地を置く国の協同組合法制がどうであれ、労働者代表としての権限を協同組合の中で行使できる」としている。

さらに、指令第8条では「協同組合（SCE）の指導機関または運営機関は、協同組合の所在加盟国または別の加盟国において、労働者代表がその給与を失うことなくまた職歴も無視されることなく、団結しきちんと活動できるように、その財政手段と物的手段やその他の便宜を労働者代表に与えなければならない」（1項）とし、「その便宜には協同組合の費用で、労働者代表がみずからの選択により専門家の支援を受ける権利をも含む」（2項）としている。ただし、

協同組合の事業所における労働者代表の機能は、「加盟各国の法律とその実施」がそれぞれの国で適用される（第9条）として、各国の裁量権を認めている。

第2部は「協同組合の事業損益 (resultats) に対する労働者の関与」という小見出しで、第10条は「一方の当事者としての指導機関または運営機関と、他方の当事者としての労働者代表は、協同組合 (SCE) の労働者に対する利益 (unintertet) に係る問題に関して交渉し、共同合意を出す権利をもつ」としている。これはあくまで関与 (acces) であり、団体交渉権に近いものであろう。

指令第11条では、「この指令の適用に関して、EC委員会の保護下に連絡委員会 (comite de contact) を設置する」としている。この連絡委員会の機能は、(a) この指令の適用を促進すること。(b) この指令の条文の追加・修正について、EC委員会に助言することである（第11条1項）。「連絡委員会は加盟各国の代表、労使代表、EC委員会代表により構成される。連絡委員会はEC委員会により統括され、その事務局長もEC委員会が引き受ける」（第11条2項）。この連絡委員会は実質的にはEC委員会の第23総局である「社会経済」総局の協同組合局が担当することになる。

指令第12条の最終措置では、1993年1月1日までに、加盟各国はこの指令に合致するために必要な法制的・行政的措置を発効するように求めている。

3. 基本的価値と労働者参加

あらためて要約すれば、協同組合 (SCE) における労働者参加の形式は、組合員労働者または非組合員労働者が直接、協同組合の正式機関（監督機関または運営機関）に参加して権限を行使するか、独立機関による助言諮問機関の

役割を果たすか、労使代表間での共同合意の形成かのいずれかを選択することになる。

協同組合は人間主義的な組織であり企業であることが、株式に人格を付与した株式会社とは逆方向に異なる性格である。しかし、ECにおける企業政策では、この二つの企業形態においてほぼ同質の労働者参加を指令しているのである。私の考えでは、日本の多国籍企業もその適用を免れるものではなく、また日本の協同組合もその影響を無視することはできないだろうと思われる。協同組合の基本的価値の議論内容で明らかたように、協同組合は単なる相互扶助の場だけではなく、労働と資本の関係、さらには協同組合で働く労働者（勤労者）の人間的な労働の位置づけの問題を、労働者参加という形で協同組合内部で制度的に明確にしていく必要に迫られるであろう。株式会社と違って、協同組合においては、賃金労働者を基本的になくしていくことが、すなわち、各種の協同組合が労働者協同組合的な方式をその運営上になんらかの形で取り入れていくのが、民主的で人間的な組織としての協同組合の発展の方向であることを、この指令から導き出すことができよう。

(いしづか・ひでお、協同組合研究者)

